警 視 庁 生 活 安 全 部 長 各道府県警察(方面)本部長 (参考送付先) 警察大学校生活安全教養部長

各管区警察局広域調整担当部長

(令和8年3月31日まで)警察庁丁人少発第253号

警察庁丁人少発第253号警察庁丁保発第35号令和5年3月3日警察庁生活安全局人身安全・少年課長警察庁生活安全局保安課長

3

年

原議保存期間

子供の性被害(児童の性的搾取等)の撲滅に向けた旅館・ホテル等との連携の推進に関する協力依頼団体の追加について(通知)

「子供の性被害防止プラン(児童の性的搾取等に係る対策の基本計画)2022」(令和4年5月20日犯罪対策閣僚会議決定)記載の「児童が性的搾取等の被害に遭わないための環境対策の強化」については、現在、「子供の性被害(児童の性的搾取等)の撲滅に向けた旅館・ホテル等との連携の推進について(通達)」(令和4年6月22日付け警察庁丁人少発第210号)に基づき、旅館・ホテル等との連携を推進しているところ、今般、厚生労働省の協力を得て、別紙のとおり、新たに2団体に対して協力を依頼したので、執務の参考とされたい。

別紙

【協力依頼団体】

- ① 全日本ホテル旅館協同組合(依頼文は別添1のとおり)
- ② 一般社団法人日本レジャーホテル協会(依頼文は別添2のとおり)

警察庁丁人少発第251号 警察庁丁保発第33号 令和5年3月3日

全日本ホテル旅館協同組合理事長 殿

警察庁生活安全局人身安全·少年課長 警 察 庁 生 活 安 全 局 保 安 課 長

子供の性被害(児童の性的搾取等)撲滅に向けた取組への御協力のお願いについて(依頼)

貴団体におかれましては、平素から、警察行政に御理解と御協力を賜っておりますことに厚く御礼申し上げます。

さて、児童ポルノの製造や児童買春をはじめとする子供の性被害(児童の性的搾取等)は、児童の心身に有害な影響を及ぼし、かつ、その人権を著しく侵害する極めて悪質な行為であり断じて許されるものではありません。

我が国の現状を見ると、児童ポルノ事犯や児童買春事犯等の検挙件数、検挙 人員、被害児童数はいずれも高水準で推移しており、深刻な情勢にあります。

また、ホテル・旅館・ラブホテル等において子供の性被害の発生が散見され、 過去には旅館での中高生の合宿時を狙った児童ポルノの盗撮製造事件や、ラブ ホテル等での児童買春事件なども発生していることから、必要に応じて各施設 における被害防止対策等を講じていただくことが重要であると考えておりま す。

つきましては、貴団体におかれまして、下記の事項について御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。また、貴団体の各会員にも周知していただきますようお願いいたします。

なお、本依頼については、厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課と協議済 みであることを申し添えます。

記

1 被害防止対策の強化

- (1) 各施設における被害防止のため、都道府県警察から、脱衣所など衣服を 身につけない場所における盗撮製造事件など、実際の事案に基づいた注意 喚起等があった場合には、管理者として被害防止対策を講じていただくな ど、子供の性被害撲滅に向けた対策強化に御協力をお願いいたします。
- (2) ラブホテル等にあっては、18歳未満の者を客として営業所へ立入らせないため、風営法の規定に基づき、立入りを禁止する旨を営業所の入口に確実に表示することはもとより、客が表示を認識しやすいように文字の大き

さ等について自主的な規格を設けるなどの取組を行うようお願いいたしま す。

(3) ラブホテル等にあっては、防犯カメラの設置箇所や画質が来店した客の 年齢を確認するのに適したものであるか、画像が保存されているか、保存 期間は適正かなどを確認し必要に応じて改善するなどの対応をお願いいた します。

また、来店した客が18歳未満と疑われる場合は積極的に声掛けを行うことや入店してしまった場合は警察へ通報すること、声掛けや警察への通報を実施する旨の貼り紙を施設の見やすい場所へ掲示するなど管理者として18歳未満の者の立入り防止対策を講じていただき、子供の性被害撲滅に向けた対策強化に御協力をお願いいたします。

2 警察と連携した広報啓発活動の推進

子供の性被害の撲滅に向けては、被害防止に向けた広報啓発や注意喚起が 重要であり、警察においては、各種活動を推進しているところですので、 都道府県警察から協力の要請があった際には、御協力をお願いいたします。

警察庁丁人少発第252号警察庁丁保発第34号令和5年3月3日

一般社団法人日本レジャーホテル協会会長 殿

警察庁生活安全局人身安全·少年課長 警 察 庁 生 活 安 全 局 保 安 課 長

子供の性被害(児童の性的搾取等)撲滅に向けた取組への御協力のお願いについて(依頼)

貴団体におかれましては、平素から、警察行政に御理解と御協力を賜っておりますことに厚く御礼申し上げます。

さて、児童ポルノの製造や児童買春をはじめとする子供の性被害(児童の性的搾取等)は、児童の心身に有害な影響を及ぼし、かつ、その人権を著しく侵害する極めて悪質な行為であり断じて許されるものではありません。

我が国の現状を見ると、児童ポルノ事犯や児童買春事犯等の検挙件数、検挙 人員、被害児童数はいずれも高水準で推移しており、深刻な情勢にあります。

そのような中、ラブホテル等において子供の性被害の発生が散見されること から、必要に応じて各施設における被害防止対策等を講じていただくことが重 要であると考えております。

つきましては、貴団体におかれまして、下記の事項について御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。また、貴団体の各会員にも周知していただきますようお願いいたします。

記

1 被害防止対策の強化

(1) 18歳未満の者の立入り禁止表示の徹底

ラブホテル等にあっては、18歳未満の者を客として営業所へ立入らせないため、風営法の規定に基づき、立入りを禁止する旨を営業所の入口に確実に表示することはもとより、客が表示を認識しやすいように文字の大きさ等について自主的な規格を貴団体で設けるなどの取組を行うようお願いいたします。

(2) 18歳未満の者の立入り防止対策の推進

ラブホテル等にあっては、防犯カメラの設置箇所や画質が来店した客の年齢を確認するのに適したものであるか、画像が保存されているか、保存期間は適正かなどを確認し必要に応じて改善するなどの対応をお願いいたします。

また、来店した客が18歳未満と疑われる場合は積極的に声掛けを行うことや入店してしまった場合は警察へ通報すること、声掛けや警察への通報を実施する旨の貼り紙を施設の見やすい場所へ掲示するなど管理者として18歳未満の者の立入り防止対策を講じていただき、子供の性被害撲滅に向けた対策強化に御協力をお願いいたします。

2 警察との連携による対策の推進

都道府県警察から、実際の事案に基づいた注意喚起等があった場合には、 管理者として被害防止対策を講じていただくことや、被害防止に向けた広報 啓発や注意喚起について協力要請があった際には、御協力をお願いいたしま す。